

職場実習実施に関する覚書

宇部市（以下「甲」という。）と《 学校等名 》（以下「乙」という。）は、乙が宇部市障害者就労ワークステーションにおいて職場実習することに関して、下記のとおり覚書を締結する。

- 1 実習生及び実習期間は次のとおりとする。
実習生 《 学校等名および実習生の氏名 》
実習期間 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）
- 2 上記の期間中、実習を行う実習生のその通勤途上及び職場での実習中に生じた事故による負傷等については、乙が加入する損害保険を適用する。
ただし、甲の依頼により実習を行う場合は、この限りではない。
- 3 甲は、乙が「宇部市障害者就労ワークステーション実習生取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）第7条に定める規定に違反する行為が生じた場合は、甲は直ちに実習を終了する。
- 4 甲は、実習生に対し報酬および通勤費は支給しない。
- 5 取扱要綱のほかこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。
- 6 この覚書は、下記の署名日付から実習終了日まで効力を持つものとする。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 宇部市
宇部市長

乙 《 学校等名 》
《 代表者氏名 》

職場実習実施に関する覚書

宇部市（以下「甲」という。）と《 実習生の氏名 》（以下「乙」という。）は、乙が宇部市障害者就労ワークステーションにおいて職場実習することに関して、下記のとおり覚書を締結する。

- 1 実習生及び実習期間は次のとおりとする。
実習生 《 実習生の氏名 》
実習期間 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）
- 2 上記の期間中、実習を行う実習生のその通勤途上及び職場での実習中に生じた事故による負傷等については、乙が加入する損害保険を適用する。
ただし、甲が特に必要と認める場合は、甲が加入する損害保険を適用することができるものとする。
- 3 甲は、乙が「宇部市障害者就労ワークステーション実習生取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）第7条に定める規定に違反する行為が生じた場合は、甲は直ちに実習を終了する。
- 4 甲が、乙に対し支給する報酬は、日額とする。ただし、1日の実習時間が7時間を下回る場合は、勤務時間を7時間で除したものを日額に乗じた金額とする。
- 5 甲は、乙に通勤費は支給しない。
- 6 取扱要綱のほかこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。
- 7 この覚書は、下記の署名日付から実習終了日まで効力を持つものとする。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 宇部市
宇部市長

乙 《 実習者氏名 》